

# 会員制度「すわにーズ」規約

(名 称)

第1条 この会員制度の名称は「すわにーズ」とします。

(目 的)

第2条 この会員制度は、一般財団法人六ヶ所村文化振興公社（以下「公社」という。）が実施する文化事業へ賛同する人の参加をもって運営し、村の文化芸術向上に寄与することを目的とします。

(会 員)

第3条 会員は、公社が入会を認めた方とします。

2 会員資格は、入会した年度の3月31日までとします。

3 会員に虚偽の申告や代金未払い、その他本規約への違反があった場合は、会員資格を取り消すことがあります。

(事務局)

第4条 この会員制度の事務局を公社内に置くこととします。

(入 会)

第5条 公社が指定する方法による手続きが完了した時点で入会となります。

(年会費)

第6条 年会費は、個人会員 2,000 円、法人会員 8,000 円とします。

2 年会費は原則として返金しないものとします。

(会員の特典)

第7条 会員は、公社が付与する特典を受けることができます。

(個人情報の取扱い)

第8条 会員の個人情報は、公演事業及び会員制度に関する事務局からの連絡のみに使用するものとし、個人情報保護法その他関係法令等を遵守したうえで適切に取り扱うものとします。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、入会時の届出内容に変更が生じた場合、すみやかに変更の届けを行うものとします。

(禁止行為)

第10条 会員として購入したチケットを営利目的で転売することをできないものとします。

(退会等)

第11条 以下のいずれかにあてはまる場合は、退会になるものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告があったとき

(2) 会員が虚偽の申告、代金の未払い、その他本規約に違反したとき

(3) 反社会的勢力に該当すると認められたとき

附 則

(施行期日) この規約は、平成10年7月14日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から適用する。

この規約は、平成18年4月1日から適用する。

この規約は、令和4年4月1日から適用する。

この規約は、令和5年4月1日から適用する。